

私的独占 (2巡目)

2 私的独占（2条5項）の位置付け

- * 不公正な取引方法と重なっている
 - * （優越的地位濫用を除く）
- * 課徴金を課す根拠（7条の9）
 - * 確約制度に重点が移行
 - * マイナミ空港サービス事件
- * 行為要件が抽象的
 - * 一般指定14項も同じ
- * 格上感を出す道具

2条5項の要件（排除型私的独占）

- * 「排除」
 - * 人為性… 「商品役務の優秀性で勝負」 以外
 - * 排除効果
- * 「により」
- * 「一定……制限」
 - * 市場画定
 - * 競争変数が左右される
 - * 正当化理由なし

